

滋賀県の環境政策の方向性 ～第五次滋賀県環境総合計画について～

本県が有する琵琶湖をはじめとした豊かな環境を保全・再生し、次の世代に引き継いでいくためには、相互に関連し合う様々な環境課題に対して、総合的かつ計画的に環境保全施策を展開していく必要があります。

そのため本県では、平成31年3月に、第五次滋賀県環境総合計画（計画期間：平成31年度～令和12年度の12年間。以下「第五次計画」といいます。）を定め、目指すべき将来像や基本目標などを示し、第1章以降に掲載する各分野の計画や具体的な施策を展開しています。

目指すべき将来像

琵琶湖をとりまく環境のめぐみといのちを育む
持続可能で活力あふれる循環共生型社会

第五次計画では、目指すべき将来像を「琵琶湖をとりまく環境のめぐみといのちを育む持続可能で活力あふれる循環共生型社会」としています。

環境に影響を与える要因は、複雑化・多様化してきており、その一因として、経済・社会の中で自然の恵みが十分に活用されなくなってきたことにより、あらゆる物質の健全な循環が滞ってきていることが考えられます。

このため、これまでの「いかに環境負荷を抑制するか」という視点だけでなく、人間が「いかに適切に環境に関わるか」という、より広い視点を取り入れ、計画の目標を

「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」としています。

この「健全な循環」とは、里山や琵琶湖の周辺などにおいて成り立ってきた、森林資源や在来魚介類などの地域資源を地域社会の経済システムの中で健全に利用する自立・分散型の循環を基礎として、地域資源を介して異なる地域が相互に支え合う関係をいいます。そこでは、人、財、製品、サービスなどが地域内で循環しているだけでなく、地域間で行き交っています。



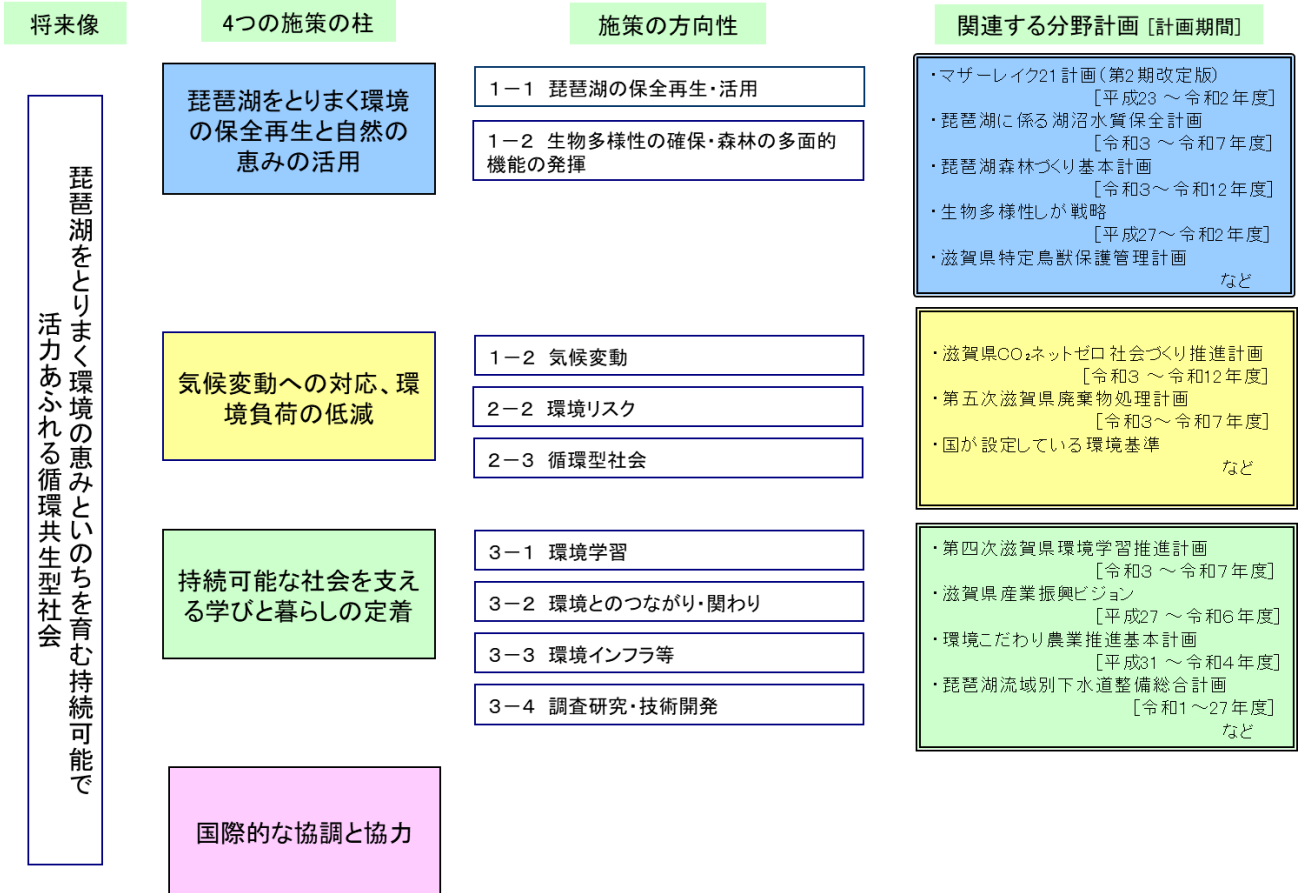
環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環

取組の方向性

目指すべき将来像を実現するため、環境・経済・社会を統合的に捉える「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を踏まえ、「生態系・自然界における循環」のもとで生み出される自然の恵みを「経済・社会活動」において適切に活用する必要があります。

本計画では、＜共生＞＜守る・活かす・支える＞＜協働＞の三つの視点を通して、4つの施策の柱のもと、10の分野ごとに「施策の方向性」を定め、分野別の施策・取組を着実に進めていきます。

また、異なる分野の施策間の関係性を認識し、分野をまたいだより一層の連携によって施策・取組の相乗効果を高めていくことが必要と考えています。



持続可能な開発目標（SDGs）とマザーレイクゴールズ（MLGs）とは

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、「経済」「社会」「環境」のバランスを取りながら持続可能な世界を実現するための目標です。

マザーレイクゴールズ（MLGs）とは、「琵琶湖」を切り口とした2030年の持続可能社会への目標（ゴール）であり、「琵琶湖版のSDGs」として、独自に13のゴールを設定しています。琵琶湖を通じてSDGsをアクションまで落とし込む仕組みがMLGsであり、MLGsの取組はSDGsの達成に貢献するとともに、石けん運動以来40年にわたる県民等多様な主体による活動がSDGsにつながっていることを発見する仕組みとも言えます。

本書では、施策の方向性の各章に関連するSDGs・MLGsを示しています。



第五次滋賀県環境総合計画の進捗状況の点検

第五次計画は、本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、環境に係る各分野別計画等に施策の基本的方向性を付与するものとして位置づけています。

第五次計画の進捗状況の点検については、p14～15に示す評価指標を踏まえ、共生・<守る・活かす・支える>協働の施策展開の3つの視点および次に掲げる観点から総合的に点検します。

点検に当たっての観点

- ・地域資源の適切な活用
- ・環境負荷の削減
- ・環境への投資・貢献

● 施策の柱の点検結果（令和3年度末時点）

■ 1 琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用

【地域資源の適切な活用】

- ・外来魚を除く琵琶湖漁業の漁獲量については、令和2年度は、平成23年以降1,000tを割り込んでいる状態が続いています。
- ・琵琶湖南湖の水草の繁茂状態は、令和元年度（2019年度）および令和2年度（2020年度）は1950年代の望ましい繁茂状態である20～30km²を大きく上回りましたが、令和3年度（2021年度）は水質の状況ならびに継続的な刈取りおよび除去の効果が相まって、3年ぶりにほぼ望ましい繁茂状態に近づきました。刈取除去した水草の堆肥化や、企業が取り組む有効利用の新技术開発の支援を行い、水草の活用に取り組んでいます。
- ・県産材の素材生産量は、年々増加傾向にあるものの、令和3年12月からの記録的な大雪の影響などから令和3年度は、前年をやや下回りました。滋賀県の森林は、戦後植栽の人工林を中心に、その多くが伐期を迎え充実してきていることから、これらの森林資源の循環利用に取り組み、間伐等の森林整備を確保するとともに、伐採・再造林による適切な更新を行うことで、引き続き県産材の安定的な生産・活用と多面的機能の持続的な発揮を図る必要があります。
- ・これらに係る“なりわい”の担い手のニーズ等も踏まえ、継続的な地域資源の活用に向けた施策への注力や効果的な施策展開を検討することが必要です。

【環境負荷の削減】

- ・琵琶湖の水質については、令和元年度と令和2年度に環境基準を達成した北湖の全窒素が令和3年度は未達成となりましたが、長期的には減少傾向となっており、この4年間では概ね横ばい傾向にあると見られます。
- ・一方で、南湖の全窒素や全りん等は未だに環境基準を達成できていない状況があるため、引き続き水質変動や植物プランクトンの発生状況を注視していく必要があります。
- ・本県の令和3年度の環境こだわり農産物栽培面積は14,206haであり、栽培が最も多い米では作付面積の44%で取り組まれています。

【環境への投資・貢献】

- ・琵琶湖に生育する侵略的外来水生植物のオオバナミズキンバイやナガエツルノゲイトウは、年度末の残存生育面積がピーク時（平成27年度末）には約23haに達し、3カ年に渡る徹底した駆除で大幅に縮減させ、以後は巡回・監視により5ha前後の低密度状態を令和3年度末まで継続し、年度当初に機械駆除が必要な規模の分散リスクの高い群落のない「管理可能な状態」を維持しています。この状態を維持するため、引き続きNPOをはじめ多様な主体と連携し、巡回・監視の徹底と早期対応が必要です。
- ・しが生物多様性取組認証事業者は年々増加しており、令和3年度には目標を達成しました。
- ・除間伐を実施した森林の面積は、1,791haで近年横ばい傾向となっています。人工林の多くが利用期を迎え充実する中、除間伐等の手入れを必要とする森林は減少傾向にあります。
- ・中山間地域等において多面的機能が維持されている面積について、令和3年度は目標値2,300haに達しなかったものの前年度比で約198ha増加し、2,289haで農用地の保全活動が行われています。今後も引き続き丁寧な説明を通じて取組の推進を図っていきます。

【全体】

琵琶湖やそれを取り巻く森、川、里が抱える課題の解決に向けて、水草対策、外来動植物対策、水源林の整備・保全、在来魚介類の回復に向けた取組等を部局横断的に進め、一定の前進がありました。一部の課題については解決の道半ばとなっています。

引き続き、これらの琵琶湖を「守る」取組を着実に行うとともに、琵琶湖漁業の振興の取組、林業成長産業化を通じた森林資源の循環利用の取組など「活かす」取組をあわせて進める必要があります。

■ 2 気候変動への対応・環境負荷の低減

【地域資源の適切な活用】

- 再生可能エネルギー導入量は、家庭や事業所への設備導入への支援などにより、令和3年度で96.6万kW（前年度比5.5万kW増）となり、着実に導入が進んでいます。
今後もより一層地域のポテンシャルを活かした再生可能エネルギーの導入が進むよう、地域で使用するエネルギーを地域で賄う地産地消の仕組みづくりが必要となっています。

【環境負荷の削減】

- 令和3年度、「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」を策定し、2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロ、その中間目標として2030年度に50%削減することを目標としました。令和元年度の県域からの温室効果ガス排出量は、再生可能エネルギーの導入が進んだことなどから平成25年度比で22.2%減の1,106万t（二酸化炭素換算）となり、着実に削減できています。産業・業務部門については、依然として県域総排出量の約6割を占め、運輸部門については約9割が自動車由来となっています。
- 水環境については、工場等からの排水規制や事故の未然防止の取組等により、河川と琵琶湖の環境基準（健康項目）を全地点で達成しました。
- 大気環境の環境基準については、光化学オキシダントは全局で非達成でしたがそれ以外の項目は環境基準を達成しています。
- 廃棄物の発生抑制や再使用に重点を置いた3Rの推進、適正処理等を進めています。県民1人1日当たりのごみ排出量は、平成30年度から令和元年度までやや増加したのち、令和2年度は822gと一転減少しております。本県は京都府、長野県に次いで全国で3番目に少ない状況にあります。
- 食品ロスの問題を認知して削減に取り組む消費者の割合が80.7%（令和3年度）であるなど、食品ロス削減に向けた関心の高さが見られます。
- 産業廃棄物の最終処分量については、令和2年度が10.7万tとなっており、令和元年度より0.5万t増加しました。建設工事の増加に伴うがれき類や混合廃棄物等の増加、廃プラスチック類の海外輸出の禁止等の影響により増加傾向にあると考えられ、引き続き発生抑制、再資源化に向けた取組が必要です。

【環境への投資・貢献】

- 省エネ製品の生産等を、企業の事業活動を通じた低炭素社会づくりへの「貢献」と捉え、それら二酸化炭素の削減量（貢献量）を独自に試算しており、令和2年度実績は23.7万tでした。環境への投資や二酸化炭素排出量の削減をさらに進めるため、貢献量もより一層増加させることが必要です。

【全体】

工場等の発生源対策により環境汚染物質など、環境リスクは私たちの生活に概ね支障がない状態で管理されていると考えられます。また、県域からの温室効果ガス排出量の削減や再生可能エネルギーの導入は着実に進んでいます。

一方で、2050年CO₂ネットゼロ社会の実現やプラスチックごみ・食品ロスの削減などへの対応が求められていることを踏まえ、より一層の温室効果ガス削減の取組や廃棄物の減量、再資源化をはじめとする環境負荷低減の取組が必要です。

■ 3 持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着、4 国際的な協調と協力

【地域資源の適切な活用】

- 「やまの健康」について、市町や団体・住民向け説明会をとおして地域ニーズの掘り起こしなどを実施し、農山村の地域資源を活かした取り組みを实践するモデル地域を5地域選定しました。またモデル地域等が取り組む、地域資源を活かした特産品開発など12のプロジェクトへ支援しました。
- 「おいしが うれしが」キャンペーン参加店舗数、オーガニック農業取組面積は増加しており、地産地消による地域資源の活用が進んでいます。

【環境負荷の削減】

- 滋賀県では、琵琶湖への汚濁負荷を削減するため、早期から下水道の整備を進めており、令和3年度末で県民の92.1%が下水道を利用できる状況にあります。
- 整備した下水道の適切なストックマネジメントを行うため、流域下水道の幹線管渠について、10年に1回以上の頻度となるよう計画的な内部調査を実施しています。令和3年度末は、計画の89%の進捗となりました。下水道の安定した利用による環境負荷の低減のため、引き続き計画的な維持管理が求められます。

【環境への投資・貢献】

- ・県民の環境保全行動実施率の経年変化から、これまでの継続的な取り組みにより、県民に高い環境意識が根づいていると言えます。一方で、コロナ禍においては、活動機会の減少やコミュニケーションの方法にも変化が生じていることから、リモート環境での環境学習も推進しています。
- ・治山施設の適切な機能強化や新設など持続可能な暮らしにつながる必要な投資について、山地災害危険地区の危険度の高い箇所を中心に災害発生個所の復旧を優先しながら計画的かつ効果的に実施しました。
- ・琵琶湖環境の保全や持続可能な社会の実現に向けた調査・研究を行い、令和3年度は琵琶湖環境科学研究センターから19件の論文を発表しました。また、科学的知見を活かし、地域住民とともに自然再生に取り組むなどの実証的な研究も進んでいます。
- ・多様な主体の協働、パートナーシップによる経済発展と環境保全を両立させた総合的な取組を「琵琶湖モデル」と呼び、下水道技術の海外ビジネスマッチングに取り組んでいます。令和3年度はコロナ禍のため現地でのワークショップ等は開催できませんでしたが、海外の総領事等が来県した際、淡海環境プラザにおいて県内企業等の担当者から技術を直接紹介する場を設けることにより、ビジネスマッチングを図ることができました。

【全体】

多くの県民による身近な環境配慮行動の実践、地産地消による地域資源の活用、琵琶湖研究の成果発表など、持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着に向けた取組は概ね期待する成果を上げています。また、さらに多くの主体のみなさんが積極的に琵琶湖の課題解決に関わることのできる新たな仕組みとして、令和3年7月に琵琶湖版SDGsである「マザーレイクゴールズ(MLGs)」が策定されました。

ウィズコロナ・ポストコロナ社会への対応も踏まえつつ、社会全体で環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルが定着していくように、きめ細やかな情報提供や普及啓発等を進める必要があります。

また、国際的な協調と協力について、経済発展に伴う環境汚染が懸念されるアジア諸国を中心に「琵琶湖モデル」を発信するとともに、行政施策や技術面などで積極的に協力することにより、水環境ビジネスの発展や世界の湖沼保全への貢献につなげていく必要があります。

●総括

4つの施策の柱について「地域資源の適切な活用」「環境負荷の削減」「環境への投資・貢献」の観点から点検を行ったところ、〈共生〉〈守る・活かす・支える〉〈協働〉の視点を通して、計画の目標である「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」に向けて着実に取組が進められているものと考えられます。

しかし、琵琶湖やそれを取り巻く森、川、里が抱える課題は複雑化・多様化しており、引き続き、「守る」ことと「活かす」ことの好循環を創出し、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成につなげていく必要があります。さらに、2050年CO₂ネットゼロ社会の実現や「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」における2030年度の間目標の達成に向けて、エネルギー消費量の削減や再生可能エネルギーの導入拡大、森林整備等による温室効果ガス吸収量の確保に引き続き積極的に取り組む必要があります。

さらに、コロナ禍に伴う外出自粛やリモートワークの普及等の行動変容・社会変容による環境面への影響も踏まえ、ポストコロナ社会に向けて環境に配慮したライフスタイルへと転換するため、一人ひとりが実践できる取組をさらに進めていくことが重要です。

こうした課題も踏まえ、環境問題を「自分ごと」として捉えて主体的に関わることができる人づくりを行う環境学習の取組、プラスチックごみ・食品ロスの削減の取組等を引き続き推進していくとともに、事業者等の生物多様性の保全や自然資源の持続的な利活用の取組を促進し、さらに環境に配慮したビジネススタイルの転換を図っていきます。

また、MLGsの一層の普及を図り、多様な主体がMLGsを共通の目標として、持続可能な社会の実現に向けて主体的な行動を起こすことを促し、環境と経済・社会活動のつながりをより一層強化できるように取組を進めていきます。

● 評価指標と評価区分

4つの柱	10の分野 【環境白書の章】	評価指標	観点			評価区分
			地域資源 の適切な 活用	環境負荷 の削減	環境への投資・貢献	
1 琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用	琵琶湖の保全再生・活用 【第1章】	琵琶湖の水質（COD）		○		(北湖)C (南湖)C
		琵琶湖の水質（T-N）		○		(北湖)C (南湖)B
		琵琶湖の水質（T-P）		○		(北湖)A (南湖)C
		琵琶湖漁業の漁獲量 ※1	○			C
		琵琶湖の水草（南湖の繁茂面積）	○		○	B
		環境と調和した農業（環境こだわり米の作付面積割合）※2		○	○	-
	生物多様性の確保・森林の多面的機能の発揮 【第2章】	侵略的外来水生植物の年度末生育面積			○	B
		しが生物多様性取組認証制度の認証事業者数			○	A
		除間伐を実施した森林の面積			○	C
		県産材の素材生産量	○			C
		中山間地域等において多面的機能が維持されている面積	○		○	B
2 気候変動への対応・環境負荷の低減	気候変動【第3章】	県域からの温室効果ガス排出量		○		A
		再生可能エネルギー導入量※3	○	○		-
		CO ₂ 削減貢献量 ※1		○	○	C
	環境リスク【第4章】	琵琶湖の環境基準（健康項目）達成率		○		(北湖)A (南湖)A
		河川の環境基準（健康項目）達成率		○		A
		大気汚染に係る環境基準達成率（一般環境大気測定地点）		○		B
	循環型社会【第5章】	一般廃棄物の1人1日当たりの排出量 ※1		○		B
		産業廃棄物の最終処分量 ※1		○		C
		食品ロスの問題を認知して削減に取り組む消費者の割合※4	○	○		-
		「三方よしフードエコ推奨店」の累計登録店舗数 ※4	○	○		-

● 評価指標と評価区分（続き）

4つの柱	10の分野	評価指標	観点			評価区分
			地域資源の適切な活用	環境負荷の削減	環境への投資・貢献	
3 持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着	環境学習【第6章】	環境保全行動実施率		○	○	C
	環境とのつながり・関わり【第7章】	「おいしがうれしが」キャンペーン参加店舗数	○			A
		オーガニック農業（水稲：有機JAS 認証相当）取組面積	○			A
		「やまの健康」に取り組むモデル地域数	○		○	A
		「やまの健康」を目指してモデル地域等が取り組むプロジェクト数	○		○	A
	環境インフラ等【第8章】	下水道を利用できる県民の割合		○		B
		流域下水道幹線 管渠調査延長		○		A
		山地災害危険地区の内、崩壊土砂流出危険地区で危険度Aの地区における治山事業の着手率 ※4			○	-
	調査研究・技術開発【第9章】	研究成果を踏まえた科学的根拠に基づく施策提言の数 ※5	○	○	○	-
		論文数（琵琶湖環境科学研究センター。共著含む。） ※6	○	○	○	A
4 国際的な協調と協力	国際的な協調と協力【第10章】	世界湖沼会議、世界水フォーラム等の国際会議での発信 ※7			○	C
		下水道の海外ビジネスマッチングに参加した企業数		○	○	A

注1）各指標の具体的な進捗状況は、巻末資料1に記載しています。

注2）各分野別計画等に記載されているものを評価指標としており、評価区分は指標ごとの進捗状況を示したものであり、指標によって性質が異なるため、他の指標と相対的な比較ができるものではありません。

○ 評価区分

傾向	達成状況	
	達成	未達成
改善	A	B
横ばい		C
悪化	A ⁻	

- ※1 令和3年度の実績が未集計のため、令和2年度の実績を評価対象としています。
- ※2 目標値が2022年となっているため、令和3年度については評価対象としていません。
- ※3 目標値が2030年度となっているため、令和3年度については評価対象としていません。
- ※4 目標値が2025年となっているため令和3年度については評価対象としていません。
- ※5 提言は3年ごとであり今年度は対象年度ではないため、評価対象としていません。
- ※6 目標値は設定されていませんが、過去の実績と同水準以上のため、達成状況は「達成」としています。
- ※7 当初の予定通り実施した場合はA、それ以外はCとします。